外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (抜粋) (昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号)

最終改正:平成二六年六月一三日法律第七〇号

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認

(外国法事務弁護士となる資格)

第七条 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に 限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

(欠格事由)

第八条 弁護士法第七条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。

(承認の申請)

- 第九条 第七条の規定による承認(以下「承認」という。)を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、 その資格を取得した外国(次条において「資格取得国」という。)の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を 法務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。
- **3** 承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(承認の基準)

- 第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者(以下「承認申請者」という。)が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。
 - 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格 取得国において外国弁護士として職務を行つた経験(資格取得国における外 国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎と

して資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。) を有すること。

- **二** 次に掲げる者でないこと。
 - **イ** 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
 - ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者
 - ハ 弁護士法第七条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者
 - 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものと外国 の法令上同様に取り扱われている者
- 三 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための 計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償す る能力を有すること。
- 2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者が その資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁 護士に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁 護士に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通 算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の 経験とみなす。
- 3 法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、 承認をすることができない。
 - 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていること。
 - 二 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法 律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合においては、 そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行 を妨げることとなること。
- **4** 法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。

第186回国会 衆議院法務委員会-9号 平成26年04月02日

【質問者:遠山清彦議員(公明党)】

○遠山委員 そうですね。実際にどれぐらいの外弁法人ができるか、これは法改正をして みて結果を待つしかないという面はあるかと思います。

今回の法改正の必要性につきましては、今、司法法制部長から若干言及がありましたけれども、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するためという説明を法務省さんはしております。確かに、グローバリゼーションも進みまして、日本政府も外国企業の日本への投資増加などを歓迎している観点から、欧米諸国関係団体などからも要望があったと認識をしております。

私、大臣に伺いますけれども、今回の改正を、欧米の関係団体、例えば具体的に一つ申し上げますと、欧州ビジネス協会、これは在日のヨーロッパ諸国の商工会のような組織でございますが、EBCと略されておりますけれども、このEBCの昨年の報告書では、本改正案を原則歓迎しながらも、先ほども宮澤委員の質問にあったかと思いますが、外国弁護士と日本の弁護士の双方で構成される弁護士法人ではないという点について強く批判をしております。

そこで、大臣にまず基本的なことを伺いますが、<u>この法人の社員を外国法事務弁護</u>士に限定した理由について、御説明をいただきたいと思います。

○谷垣大臣 今委員がおっしゃいましたように、EBC、欧州ビジネス協会等々からは、 弁護士及び外国法事務弁護士がともに社員となる法人の制度、いわゆる共同法人とか B法人とか言っておりますけれども、それに対する強い御要望もあったことは事実で ございます。

ただ、それにつきましては、先ほど小川司法法制部長も御答弁申し上げたと思いますが、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行っていくということについて、それを容認するのじゃないかという懸念があるという御意見がありました。そういう弊害が生じないような立法のあり方というものもいろいろ我々は議論してきたんですが、現段階に至るまで、十分その懸念を払拭するというところまで至っていなかったというのは一つございます。

それから、他方、外国法事務弁護士による法人の設立に関しては、アメリカやEU等の要望がございまして、それは、外国法事務弁護士だけが社員となる、そして外国法に関する法律事務を行うという、いわゆるA法人と申しますか、外弁法人と申しますか、そういう設立を可能とすることによってアメリカやEUの要望に応えることができるのではないか。だから、差し当たって、これを速やかに実現する必要があるというようなことで、今回の立法になりました。

つまり、いわゆる共同法人というものをこれで全部なしよとかというようなことを 必ずしも考えているわけではございませんで、外国法事務弁護士のみが社員となる法 人の設立、それから、その利用状況あるいは活動状況を見た上でまた検討していく必 要はあり得るのかな、このように考えております。

第186回国会 参議院法務委員会-11号 平成26年04月17日

【質問者:山下雄平議員(自民党)】

〇山下委員 平成十五年で二百六人、平成二十六年で三百七十六人、十年で二倍近く増えているという御説明でした。これからも外国法事務弁護士の需要というのはどんどん高まっていくのではないかなというふうに想像されます。

今回の改正案の基になったのが、法務省の御説明にもありましたけれども、外国弁護士制度研究会、これが二〇〇九年十二月二十四日に出した報告書であります。この研究会は、法務省と日弁連でつくられていたというふうに聞いております。この研究会が出した報告書において、外国法事務弁護士の法人設立を認めるように提言されております。ただ、この報告書では、今回の法改正では盛り込まれなかった、日本の弁護士と外国法事務弁護士が共同して法人組織をつくることも認めるように求めております。そして、共同法人を認めるに当たっては日本の弁護士業務に関して不当な関与を禁止するなどの規制も設ける、そういうふうにも書かれております。

今回はこの内容は法改正案には盛り込まれなかったわけでございますが、今後、更なる制度の見直しの過程で共同法人の設立を認めるかどうかというのも大きな論点になってくるんだと思いますけれども、<u>こうしたこの報告書に書いてある弊害防止措置を講じても日本の弁護士への不当な関与への懸念は払拭できないと、そうしたような指摘もあるようでございます。共同法人設立の可否についての所見をお聞かせ願えますでしょうか。</u>

○谷垣大臣 今、山下委員が引かれた報告書、これは法務省と日弁連がやった報告書でございますが、確かにこの中では、今おっしゃったように、日本の弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となる共同法人、いわゆるB法人ということでございますが、これについて、外国法事務弁護士である社員が社員又は使用人である弁護士に対する不当関与ということを、それに関して規制を設けることによって乗り越えていくといいますか、そういった提案がなされている、検討がなされていたことも事実でございます。

しかし、その後の議論で、このいわゆる共同法人については、御指摘のような弊害 防止措置を講じても、外国法事務弁護士が法人制度を利用してというか、悪用してと いうか、権限外の業務を行うことを容易にしてしまうのではないかという懸念がまだ まだ強かったと、完全にそれを払拭させるには至らなかったというのが今までの議論 の実情でございます。

したがいまして、<u>そういう共同法人について今後どう考えていくか。これは、今度</u>の法改正でつくられる外国法事務弁護士のみが社員となる法人について、いわゆるA 法人でございますが、そういう制度の利用状況あるいは活動状況、これを見極めた上 で、必要に応じてまた適切に検討していくことなのかなと考えております。

第186回国会 参議院法務委員会-11号 平成26年04月17日

【質問者:行田邦子議員(みんなの党)】

○行田委員 この弁護士と外国法事務弁護士の共同事業という制度は一定程度ニーズがあって、また増加傾向にあるということであります。

そこで、この度の改正法案に関係する法人制度についてとそれから共同事業について、その違いについて伺いたいと思うんですけれども、まず、今回の改正法案が提出をされることに先立ちまして、日弁連と法務省の共同による外国弁護士制度研究会というものが設けられていたと承知しています。

そこで、平成二十一年の十二月二十四日に出された報告書の中では、いわゆる A法人、今回の改正法案で盛り込まれた、外国法事務弁護士のみが社員となる法人を認めるという A法人、それだけではなくて、いわゆる B法人と言われているものですけれども、弁護士と外国法事務弁護士が共同で法人をつくるということ、これも必要であるといった提言になっているわけであります。ただ、結果として、今回の改正法案というのは、B法人は認めず A法人のみということになりました。

そこで、伺いたいんですが、共同事業というのは一定程度ニーズがあり、また増加傾向にあると、共同事業は一定程度増加傾向にありニーズがあるという状況の中でのこの共同事業と、それから外国法事務弁護士と弁護士の共同法人、この違いなんですけれども、外国法事務弁護士による権限逸脱行為、またそれから弁護士への不当関与、こうしたものの防止という観点で、共同事業はよくて共同の法人は駄目という理由は何なのか、その違いについて教えていただきたいんですが。

○谷垣大臣 いろんな制度、なかなか長い名前になっておりまして時々舌をかむことがございますので、弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となる共同法人というと長過ぎます、いわゆるB法人というふうにこちらの方は申し上げたいと思います。

それで、いわゆるB法人の社員である外国法事務弁護士がその地位を利用して権限外の法律事務を取り扱うおそれというのも今まで指摘されてきたわけですね。これは、外国法共同事業の場合と比較して類型的に高いとまで言うことは難しいんじゃないかという御指摘もあることはあるわけです。ただ、いわゆるB法人は、法人内部の業務執行権や代表権の範囲も明確になってまいります。それから、組合契約である外国法共同事業と比較してより強固な組織であると、その点は先ほど副大臣も答弁をされたわけでございますが。法人の業務範囲も、弁護士法人と同様に法律事務全般を取り扱うことが可能であって、法人名義で契約の主体になることができると。それから、法人として法律事務を行うこともできる。外国法共同事業とはかなり質的に異なっている面があるわけですね。質的に異なるというふうに考えることもできるんだろうと思います。

こういうふうに、共同法人の制度につきましては、<u>外国法事務弁護士が法人制度を</u>利用して権限外の業務を行うことを容易にするのじゃないかという懸念が示された。 そういう弊害が生じないような規定を設けることを検討してはきたんですが、その懸念を払拭するところまでは、残念というのかどうか、至らなかったというのが今まででございます。そういうことがあって、本法律案においては共同法人の制度を導入することはしなかったと。

いずれにせよ、共同法人制度の導入につきましては、今般の法改正によって設置されます、創設されます外国法事務弁護士のみが社員となる法人制度、いわゆるA法人の利用状況や活動状況を見極めた上で、必要に応じて今後また議論をしなければならないと考えているところでございます。